



子どもが輝き、 教職員が働きやすい学校を

各市町教委・校長会へ人事と後期の要請を行う

尾北教労は、11月下旬に、各市町教育委員会と校長会に対して、人事の申入れと後期要請を行いました(要請内容は裏面に掲載)。各市町では、これまで要請してきたさまざまな課題について、現状の見直しや改善が進められています。主な内容を紹介します。

希望に沿わないときは 事前の打診を

人事異動に関しては、本人の健康や子育て、介護、保育園の送り迎えなど、さまざまな事情があり、校長が本人からきちんと要望を聞き、教育委員会に正確に具申するよう要請しました。

合わせて、過去には、校長の聞き間違えで、本人にとって不本意な人事異動がなされたこともあり、本人の希望を希望調査票などの文書で正確に把握するよう要請しました。

また、希望に沿わないときは、事前に本人に打診するなど、教育現場にふさわしい、血の通った人事が行われるよう要請しました。

小学校の英語教科化 現場を支援する立場で

2020年度(平成32年度)から実施する方向で検討されている小学校高学年での英語教科化に関して、組合として「担任の負担増とならないよう、英語の専科教諭を加配するなどの条件整備を図ること」を要請しました。

それに対し、各市町の教育長や校長会長からは、「英語の専科教諭の加配については、予算の問題もあるが、英語教師が不足する事態になるのではないか」「人的加配とカリキュラム作成が重要な課題だ」「朝の帯タイムの活用など、授業のコマ数を新たに増やさない形で進めていきたい」など、専科教諭の加配や授業時数増の対応などで、現場の負担増にならない方向で検討する考えがいくつも聞かれました。

現場を支援する立場で、対応が進められることが強く求められています。

職場体験活動

自衛隊を対象から外す

中学校で毎年行われている職場体験活動に関して「自衛隊を対象から外すこと」を要請してきましたが、多くの市町において、「生徒が選り取りリストから自衛隊を外す。それでも希望する生徒がいればそれを拒否するものでない」といった対応がなされました。

その結果、自衛隊の体験活動を行う中学校はほとんど見られなくなりました。現在、自衛隊は、戦闘行為に巻き込まれる恐れのある南スーダンに派遣されるなど、多くの国民にとって、ますます不安な情勢になってきています。学校現場もそういった状況に合わせ、慎重な対応が今後とも求められていると言えます。

ストレスチェック制度

全職員対象で実施

ストレスチェック制度を全職員を対象に行うよう要請してきましたが、ほとんどの市町で、職場の全職員を対象に、業者委託によるストレスチェックが実施されています。今後は、制度の実施規定に明記されている「産業界による面接指導」や、「職場環境の改善のための措置を実施する」といった対応が求められています。

夏休み「お盆」

3日間を休校に

教員の多忙化解消に向けての取り組みの

1つとして、夏休みのお盆の3日間を休校にすることが扶桑町で行われ、すでに今年で3年目を迎えています。

教員の多忙化解消だけでなく、エアコン使用による電気代なども軽減されるなどの効果もみられると聞きました。他の市町でも実施するよう組合として要請を行い、いくつかの市町教委からは、前向きに検討する考えが示されました。

エアコンの全教室設置

数年内に実現へ

夏の熱中症対策に向け、全教室へのエアコン設置が全国で進められていますが、尾北では、大口町ですでに設置されていますが、扶桑町の1校で、全教室にエアコンが今年度設置され、町内の他の学校でも順次設置していく方向が示されています。他のいくつかの市町でも今後2〜3年から数年内に設置する方向が示されました。

学校訪問

接待の見直しへ

学校訪問は、行政訪問であり、教育内容への関与は必要最小限に留め、現状の見直しと簡素化を図るために、組合として「①公開授業は、指導案作成や指導助言をなくし、授業参観のみにする。②茶菓子を出すなどの接待をやめること」を要請しました。

接待に関しては、「お茶を出す程度にし、ケーキやまんじゅうといった接待はしないよう指示している」など、ほとんどの市町教委から接待の簡素化を進める考えが示されました。

尾北の各市町教委と校長会への後期要請（要請内容のみ抜粋）

- 1 小中学校全学年での30人以下学級を実現すること。
- 2 いじめや不登校、そして貧困問題などの課題への対策として、心の相談員やスクールカウンセラーを拡充するとともに、スクールソーシャルワーカーを配置すること。
- 3 学校間競争をあおり、学びをゆがめ、児童生徒の心を傷つける「全国学力・学習状況調査」（全国学力テスト）へ参加しないこと。たとえ参加しても、市町や学校別の成績を公表しないこと。また、過去問題の練習を行うなど、点数を上げるためのテスト対策は、全国学力テストの弊害の深刻化につながるので、行わないよう指導すること。
- 4 道徳の教科化については、内心の自由の侵害などの問題が含まれており、教科化にあたっては、特に以下の内容について留意すること。
 - ①一人一人の率直な思いを受けとめ、心のありようや変容を認めることを基本に、評価を含めた指導のあり方を考えること。
 - ②「愛国心」の押しつけをしないこと。
 - ③「わたしたちの道徳」など特定の資料の使用を押しつけないこと。
- 5 学習指導要領の改訂に伴う小学校の英語教科化については、担任への負担増とならないよう、英語の専科教諭を加配するなどの条件整備を図ること。
- 6 中学校での職場体験活動に関して、自衛隊の体験活動を実施している学校が見られるが、平和教育の観点及び、保護者の不安を招くことから、自衛隊を職場体験活動の対象にしないこと。また、教育委員会は、自衛隊に協力する事業への参加や後援等、保護者や地域住民から不信感を持たれるような取り組みをしないこと。
- 7 特別支援教育については、通常学級あるいは特別支援学級における支援員のさらなる拡充を進めること。また、通級指導教室を増やし、特別な支援を要する子どもにとっての教育条件の整備を進めること。また、インクルーシブ教育を進めるにあたっては、施設設備の整備や人的加配などの条件整備を図ること。
- 8 LGBT（性的少数者）についての理解を深め、適切な対応が図られるよう、各学校において、文科省の通知や手引きを活用するなどの取り組みを進めること。
- 9 学校図書館法が改正されたことを受け、各学校ごとの図書館司書の配置を早急に進め、図書館利用の充実を図ること。
- 10 養護教諭については、児童・生徒の健康安全を守るため、また、相談活動を充実させるためにも、複数化を拡充すること。
- 11 学校訪問は、行政訪問であり、教育行政は、教育条件整備を主たる目的としている点から、簡素化に向けて改善を進めること。当面、以下の改善を進めること。
 - ①公開授業は、指導案作成及び「指導・助言」をなくし、授業参観のみにすること。
 - ②茶菓子を出すなどの接待をやめること。
- 12 教職員の多忙化解消に向け、夏季休業中のお盆の3日間を「休校」とすること。
- 13 県教委通知「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応について」（2011・5・2）を周知徹底し、パワハラが生じないようにすること。
- 14 「指導の不適切な教員」認定制度は、教員を職場から選別排除し、教員の意欲を著しく低下させる制度であり、廃止すること。
- 15 教育委員会制度が変更されたが、政治が教育に介入することなく、教育条件の整備や教育の条理に基づいて教育行政が行われるよう、教育委員会が役割をきちんと果たすこと。また、開かれた教育委員会及び教育行政となるよう、定例教育委員会や総合教育会議等の議事録をホームページ等で公開すること。また、児童生徒のプライバシーに関する事以外以外の案件の討議は全て傍聴できるようにし、資料も配付すること。
- 16 労働安全衛生体制の整備に向け、以下の改善を進めること。
 - ①時間外勤務の割り振りについては、県教委は「割り振りは口頭のみでなく、（割振変更簿等の）客観的な方法で行うのが望ましい」と見解を示し、昨年度は「日常で使用している割振変更簿の設置状況」を調査している。各市町においても、教育委員会がリーダーシップを発揮し、全学校で個人別の割振変更簿を設置し、個人の希望する日に割り振りがとりやすくなるよう改善を進めること。
 - ②労働安全衛生法で触れられている「常時雇用50人以上の職場」に該当する「常時雇用者」の規定について、県教委は、『50人』に該当するのは『常勤・非常勤を問わず年間を通じて勤務している教職員』との見解を示している。これは、文科省や厚生労働省及び愛知労働局等の判断に準じたもので、少人数TT講師、支援員、用務員、給食配膳員、図書館司書、教育相談員、スクールカウンセラー、語学指導員、NETなど、学校に勤める職員のほとんどを含んだ判断である。この規定に基づいて、現在の職員数の再確認を行い、50人以上となる職場については、産業医の選任や衛生委員会の設置などの措置を早急に図ること。
 - ③平成27年12月より開始された「ストレスチェック制度」については、すべての職場で実施し、全職員の健康管理に役立てる視点で活用すること。
- 17 パソコンによる成績処理や諸帳簿の整備など、学校でしかできない業務が増えている実態に合わせ、学級や学年の実務時間を勤務時間内に確保すること。特に、年度始め、学期始め、学期末、学年末には、会議をなくしたり、日課を調整したりして、実務時間を確保すること。
- 18 普通教室・特別教室にエアコンを設置すること。特に、音楽室は、歌唱や器楽の授業の際に、近くの教室や学校近辺の地域に対する配慮で窓を閉めて行う場合もあるので、早急に設置すること。